

■確定申告、町民税・県民税の申告が必要な方

◆所得税の確定申告が必要な方

平成26年中（平成26年1月1日～12月31日）に、次の所得等があった方

- ① 商業・工業・農業等の事業、不動産などの所得があった方
- ② 土地・建物等・株式等の資産譲渡による所得があった方
- ③ 給与所得者で、次のいずれかの項目にあてはまる方
 - ・給与の収入金額が、2,000万円を超えた方
 - ・2カ所以上から給与を受けている方
 - ・給与所得、退職所得以外の各種所得の合計額が、20万円を超える方
(例) 年額20万円を超える不動産、配当、原稿料など各種所得があった場合

◆所得税の確定申告をすれば税金が戻ることがある方

次のいずれかにあてはまる方は、確定申告をすることで所得税が戻ってくる場合があります。

- ① 給与所得者で、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる方
- ② 給与所得者で、年の中途中で退職した後就職しなかった方で年末調整を受けていない方
- ③ 予定納税をしている方で、確定申告の必要がなくなった方

◆町民税・県民税の申告が必要な方

平成27年1月1日現在、下諏訪町に住民登録の有無にかかわらず居住しており、確定申告が必要ない方で、次のいずれかにあてはまる方

- ① 給与所得者で、給与以外の所得で20万円以下の各種所得がある方
- ② 内職・パートなどの収入のある方で、事業所から給与支払報告書が下諏訪町に提出されていない方
- ③ 公的年金等の収入が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方で、町民税・県民税の各種控除を受けようとする方
- ④ 国民健康保険の加入者、児童扶養手当の受給者、県営住宅入居者など、所得証明が必要となる見込みのある方

～税務署からのお知らせ～

【所得税の確定申告をされるすべての方へ】

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

【消費税の確定申告をされる方へ】

平成26年4月1日から消費税率が5%（内、地方消費税1%）から8%（内、地方消費税1.7%）に変更されました。

このため、平成26年分の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿等において課税取引を事前に適用税率ごと区分し、それを基に計算していただく必要があります。

国税庁のホームページで確定申告書の作成ができます
国税庁ホームページアドレス【<http://www.nta.go.jp>】

■問い合わせ 下諏訪町 税務課 町民税係 電話27-1111（内線121・122・123）

＜確定申告書の提出先＞ 諏訪税務署 〒392-8610 諏訪市清水2-5-22
＜確定申告に関する問い合わせ＞ 諏訪税務署 個人課税部門 電話52-1390（自動音声案内）

所得税の確定申告 町民税・県民税の申告 相談が始まります



申告準備は
お早めに!



平成26年分の所得税の確定申告と町民税・県民税の申告相談が2月16日（月）から始まります。

毎年、申告期限が間近になりますと各会場が大変混雑し、十分な相談をすることができなかつたり、長時間お待ちいただくことになる場合がありますので、申告はできるだけ早めに済ませていただくようご協力ください。
なお、申告期限は平成27年3月16日（月）です。

【平成26年分 申告相談 日程一覧】

会場	日程	時間
諏訪税務署	2月16日（月）～3月16日（月） 還付申告は申告期間前でも受付しています	午前9時～午後5時
町役場講堂 （4階）	2月16日（月）～3月16日（月） 還付申告のみ2月12日（木）・13日（金）より受付します	午前9時～正午 午後1時～4時

【確定申告書作成指導会～税理士会諏訪支部主催～】

税理士による確定申告相談を次の日程で行います。

会場	日程	時間
町役場講堂 （4階）	2月16日（月）～19日（木）	午前9時～正午 午後1時～3時

※税務署・町役場ともに土曜日・日曜日はお休みです。

また、お昼休み（正午から午後1時）は受付できません。

※申告相談期間中は、役場1階税務課、役場4階講堂に諏訪税務署宛投函箱をご用意しますので、提出のみの場合はご利用ください。

※次の方は計算等相談内容が複雑なので、町役場講堂ではお受けできません。

- ◆青色申告の方 ◆資産の売却や交換をした方 ◆住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
- ◆事業所得、農業所得、不動産所得及び雑所得を有する方のうち前年分の所得金額が300万円超の方
- ◆所得税、町民税・県民税以外の申告（贈与税、消費税）をされる方

【申告相談の際 お持ちいただくもの】

- ◆印鑑（認印可）
- ◆所得の証明となる書類
(例) 給与・公的年金等の源泉徴収票（複数箇所から支払を受けている場合はすべての源泉徴収票）
収支内訳書（営業・農業・不動産所得のある方）
- ◆控除の証明となる書類
(例) 医療費の領収書および集計表（領収書は必ず人別・病院別に区分けし、集計をお願いします）
生命保険・地震保険料控除証明書、身体障害者手帳など
- ◆預金通帳等口座情報が分かるもの
- ◆前年分の申告書・収支内訳書の控え



※確定申告書や町民税・県民税申告書が送付された方は併せてご持参ください